

第一問 次の文章は、ある宗教団体Aの信者X₁が、輸血は受け入れないとの信条を医師に説明していたにもかかわらず、肝臓の悪性腫瘍を摘出する手術を受けた後、救命を優先する医師の判断により、麻酔で意識を失つている間に輸血を施された事件に関する、控訴審判決の一部である(控訴人X₂はX₁の子、X₃はX₁の配偶者である)。これを読み、後の問い合わせに答えなさい。

本件のような手術を行うについては、患者の同意が必要であり、医師がその同意を得るについては、患者がその判断をする上で必要な情報を開示して患者に説明すべきものである。もちろん、これは一般論であり、緊急患者のような場合には、推定的同意の法理(注一)によるべきであるし、その説明の内容は、具体的な患者に則し、医師の資格をもつ者に一般的に要求される注意義務を基準として判断されるべきものである。

この同意は、各個人が有する自己の人生のあり方(ライフスタイル)は自らが決定することができるという自己決定権に由来するものである。被控訴人らは自己の生命の喪失につながるような自己決定権は認められないと主張するが、当裁判所は、特段の事情がある場合は格別として(自殺をしようとする者がその意思を貫徹するために治療拒否をしても、医師はこれに拘束されず、また交通事故等の救急治療の必要のある場合すなわち転医すれば救命の余地のないような場合には、医師の治療方針が優先される)、一般的にこのような主張に与することはできない。すなわち、人はいはずれは死すべきものであり、その死に至るまでの生きざまは自ら決定できるといわなければならない(例えればいわゆる尊厳死を選択する自由は認められるべきである)。本件は、後腹膜に発生して肝右葉に浸潤していた悪性腫瘍であり、その手術をしたからといって必ずしも治癒が望めるというものではなかつた(これは、現に当審係属中にX₁が死亡したことによつても、裏付けることができる)。この事情を勘案すると、X₁が相対的無輸血(注二)の条件下でなお手術を受けるかどうかの選択権は尊重されなければならなかつた。なお、患者の自己決定は、医師から相当の説明がされている限り、医師の判断に委ねるといふことはいうまでもなく、また、医学的知識の乏しい患者としては、そういう決定をすることが通例と考えられる。そして、相当の説明に基づき自己決定権を行使した患者

は、その結果を自己の責任として甘受すべきであり、これを医師の責任に転嫁することは許されない（説明及び自己決定の具体的な内容について、明確に書面化する一般的な慣行が生まれることが望ましい）。

輸血（同種血輸血）は、血液中の赤血球や凝固因子等の各成分の機能や量が低下したときにその成分を補充することを主な目的として行われるものであり、ショック状態の改善、事故や手術の際の大量出血による生命の危険に対しても劇的な効果を収め得る治療手段であるが、ときにウイルスや細菌などの病原体による感染症や免疫反応に起因する副作用などがある。したがって、医師が患者に対して輸血をする場合には、患者又はその家族にこれらの事項を理解しやすい言葉でよく説明し、同意を得た上で行うことことが相当であるとはいえるが、手術等に内在する可能性として同意が推定される場合も多く、一般的にそのような説明をした上で同意を得べきものとまではいえない。しかし、本件では事情が異なる。 X_1 は、A の信者であつたところ、A に属する患者は、その宗教的教義に基づいて輸血を拒否することが一般的であるが、輸血拒否の態度に個人差があることを看過することはできない。また、単に無輸血といつても、絶対的無輸血と相対的無輸血の間には質的に大きな違いがあり（また、A の信者であつても、血液製剤のうちの一部のものは、個人の判断で許容できるとしているし、血液の貯蔵を伴わない自己血輸血の一部の方式も、同様に許容できるとしている）、医師は、A に属する患者に対して輸血が予測される手術をするに先立ち、同患者が判断能力を有する成人であるときには、輸血拒否の意思の具体的な内容を確認するとともに、医師の無輸血についての治療方針を説明することが必要であると解される。

さらに本件においては、次の事実が認められる。 X_1 は、昭和四年一月五日生まれであつて、病院Bに外来受診しその後入院した当時六三歳であり、判断能力を有する成人であつた。被控訴人 Y_1 は、 X_1 の担当医師団の責任者であり、 X_1 の外来受診の際に対応して入院治療を承諾し、本件手術のメンバーを決め、術前検討会を主宰し、本件手術の執刀医として最終的な責任者となつた。被控訴人 Y_2 及び同 Y_3 は、 X_1 の主治医として、入院中の X_1 の日常的な診療に直接携わつた。被控訴人 Y_4 は肝臓外科専門医として、被控訴人 Y_5 及び同 Y_6 は麻酔医として、本件手術及び本件輸血には関与したが、その関与する局面は限定されたもので、 X_1 及びその家族と接觸することはなかつた。被控訴人 Y_1 、同 Y_2 及び同 Y_3 は、前記認定の経緯から、

X_1 が A の信者であつて輸血拒否の意思を有していることを知っていた。被控訴人 Y_4 は、 X_1 が A の信者であることを知っていたと推認されるが、同 Y_5 及び同 Y_6 については明らかでない。被控訴人 Y_1 は、 X_1 が病院 C で無輸血手術ができない旨言われたため、病院 B に受診することとなつた経緯を知っていた。被控訴人 Y_1 は、 X_1 の外来受診当初から、 X_1 の肝右葉付近に巨大な腫瘍があることなどの所見を得、その摘出手術が相当困難なものとなるとの感じを抱き、控訴人 X_2 に対して「いざとなつたらセルセイバー（注三）があるから大丈夫です。」と告げた（なお、これらの事実から、被控訴人 Y_1 は、この腫瘍を摘出する本件手術をするに当たつては輸血以外に救命手段がない事態になれば患者が誰であれ輸血する考え方を個人的に抱いていたところ、平成四年九月七日、 X_1 に対し緊急時には救命のために輸血する方針である旨を告げ、 X_1 から「死んでも輸血をしてもらいたくないし、必要なら免責証書（注四）を提出する。」旨言われたが、そのような証書を貰つても仕方がないと返答した。被控訴人 Y_1 及び同 Y_3 は、そのころ、カルテの記載又は被控訴人 Y_2 からの報告により X_1 の右発言を知った。被控訴人 Y_1 、同 Y_2 及び同 Y_3 の三名（以下「被控訴人 Y_1 ら三名」という）は、術前検討会において、 X_1 の生命に危険な事態が発生した場合には、輸血の実施を考慮することとし、濃厚赤血球等を準備することとした。被控訴人 Y_1 ら三名は、平成四年九月一四日に、 X_1 、控訴人 X_2 及び同 X_3 に対し、手術説明をし、その際、控訴人 X_2 から免責証書の交付を受けた。

以上によれば、被控訴人 Y_2 は、一応相対的無輸血の方針を説明していると認められるが、 X_1 がこれに納得せず、絶対的無輸血に固執していることを認識した以上、そのことを他の担当医師特に責任者である被控訴人 Y_1 に告げ、担当医師団としての治療方針を統一すべき義務を負い、その内容が X_1 の固執しているところと一致しなければ、自ら又は被控訴人 Y_1 を通じて、 X_1 に説明してなお病院 B における入院治療を継続するか否か特に本件手術を受けるかどうかの選択の機会を与えるべきであった。そして、被控訴人 Y_1 、同 Y_2 及び同 Y_3 は、無輸血で手術を行う一〇〇%の見込みがないと判断した時点で（少なくとも術前検討会の後 X_1 及び家族への手術説明の際には）、担当医師団の方針としてその説明をすべきであつた。しかし、被控訴人 Y_4 、同 Y_5 及び同 Y_6 は、担当医師団の責任者たる被控訴人 Y_1 の決定指示に従う立場にあり、 X_1 及びその家族と接触して

その意思を確認する機会も、治療方針の説明をする機会もなかつたから、右説明義務を負うことはない。

(東京高等裁判所判決平成一〇年二月九日高等裁判所民事判例集五一巻一号一頁以下より。表記その他若干の変更を加えた。)

(注一) 医師が手術などを行うに際して患者が自ら意思表示をすることができない事例においては、現実には患者の同意が存在しないが、もし患者がその場について事態を正しく認識していたら同意を与えただろうと客観的に推定できる場合には、その行為は適法な行為として正当化される、とする法理。

(注二) できる限り輸血しないこととするが、輸血以外に救命手段がない事態になつた場合には輸血する治療方針。これに対しても、手術中、輸血以外に救命手段がない事態になつても、一切の輸血をしない治療方針を、絶対的無輸血という。

(注三) 出血した血液を吸引の方法で回収して、生理食塩液で洗浄し、濃厚洗浄赤血球液として患者の体内に返血する自己血回収装置。ただし、手術で大出血を起こした際には、あわせて輸血を必要とする場合が多い。

(注四) 輸血を拒否することによって今後発生するかもしれない、死亡その他の障害に対しては、医師や病院に一切の責任を問わないことを約束する文書。

問一 本文において、裁判所は、どのような理由で、どのような判断を導き出したのか、説明しなさい。

問二 あなたは、傍線部①の見解について、どのように考えるか。理由を示しながら、六〇〇字以内で論述しなさい(その際、判決の考え方、しばられる必要はない)。

第一問 次の文章を読み、後の問いに答えなさい。

「よい子」としての「見られる自己」を身につけた子供たちが、やがて中学にはいり高校に進むにつれて、様相が一変する。

青年、とくにその初期としてのいわゆる思春期の精神風景は、その前の「よい子」形成期にくらべると、きわだつて波乱と混乱に満ちている。若者はここへきて、急に迷路に迷いこんだような状況におちいる。静かだつた地平に風がたちはじめ、やがて暴風の荒れ狂う荒野になる。

失乐园のドラマがはじまる。新しい「ふり」を覚えなければならない。登場人物は、いましも知恵の木の実を食つてしまい、しきりと裸の身体が気になるアダムとイヴたち。かれらはイチジクの葉で裳もをつくり、その裸の身体をおおつて隠さなければならぬ。隠すことがここでは主要な「ふり」なのだ。

どこかで彼らを呼ぶ声がする。それは彼らを造つた神の声だ。しかしアダムとイヴは神の目に見られることを恐れて、園の樹のあいだに自分たちの身体を隠してしまう。

児童期における「よい子」の乐园は、思春期の自己の発見によつて終止符がうたれる。

自己の発見とはどういうことか。それは自己の分裂ということである。裸のままの自己（「根源の自己」）と蔽われた自己（「見られる自己」）の分裂。そしてその自己の分裂を目撃するもうひとつの中の自己、すなわち目撃者としての「見る自己」の分裂である。

「根源の自己」「見る自己」「見られる自己」、この三つの自己が、それぞれに分裂しながら、かつそれぞれに増殖する。

まず第一に、生命的なエネルギーとしての「根源の自己」が、思春期の性腺機能の始動によつて、いまにも噴出するばかりに内部に充満する。性的エネルギーがかつて経験したことのない激しさで内部から自己を突きあげてくる。これは思春期における自然の生命的な「ふり」の根源になる。この根源の「ふり」はしばしば表面の自己を破壊するほどの勢いをもつてゐる。

第二に、「見られる自己」としての身体が、急激にその外観を変化させる。この変化はやはり思春期の性機能の発動によつて起るもので、いわゆる「二次性徵」の発達によるのである。男は男性らしい身体になり、女は女性らしい身体になる。それはきわめて厳然たる変化であつて、自分の力で止めることができない。しかしこの変化によつて、性的人間としての様相が明瞭に自他に意識されるようになる。青年は自分をふくめて、「性」という様相のもとに世界を見直し、読みなおすことを強いられる。

そして第三の自己。こうした内部と外部の激しい変化を、内部からじつと見つめている自己がある。「見る自己」がそれである。この自己もそれまでの幼さを脱して急激に発育をとげ、その鋭さを倍加している。

青年はそれぞれに勢いを増していくこのような三つの自己」という状況に立たされる。この三つの自己の互いに分裂しようとしてはまた絡みあい、絡みあつてはまた分裂する三つどもえの劇の舞台のうえに若者は立つてはいる。若者はひとりでこの三役をふり分けなければならない。これは確かになかなか難しい役どころである。

人生の演技者として、若者はまだ新入りにすぎない。彼はこの一人三役のままで混乱し当惑する。自分とは何かが、絶えず問題になりながら、絶えず自分の姿をとり逃している。三つの自己のどれもが本物のような気がするし、逆にどれもが偽物の自分のような気がする。時々、困惑のはてに私の精神科外来を訪ねてくる若者もすくなくない。

つぎのような若者の訴えはその混乱と当惑の結果である。

「自分がまるで非現実な夢のなかにでもいるような感じだ」

「自分の実感がない。自分がピンとこない。食べても眠つてもちつともその実感がない」

「ぼくはなんだか他人のからだを借りて生きているような感じがする。ほんとうの自分は別のところにいるような気がする」

「僕は天才か、世界一のまぬけか、どつちかだ。どつちなのだ。それがわからない」

「自分は生まれてこないほうがよかつたような気がする」

「ぼくはすっかり前の自分と変わってしまった。まえのぼくがほんとうのぼくなのか、いまのぼくがほんとうのぼくなのか」

「ぼくは醜い性的な動物に変わってしまった。ぼくの頭のなかは性のことで一杯になってしまった」

「毎日自分の顔を何度もなんども鏡に映してみないと心配になる。自分の顔が変わってしまうような気がする」

「僕はほんとに男なのだろうか」

これらはみな若者の自己発見劇のせりふであると同時に、自己分裂劇のせりふでもある。劣等感から優越感へ、自己卑下から自己礼賛へ、自己愛から自己嫌悪へ、せりふはあちらからこちらへ、こちらからまたあちらへ、めまぐるしく飛びかうのである。

「自己」とは一個の他者である。銅が突如ラッパとして目覚めたにせよ、銅にはなんの落度もない」と友人に書いたのは、十七歳の詩人A・ランボーであるが、彼にもまた「見る自己」と「見られる自己」との相克があった。二十歳でふつたりと詩作をやめ、死ぬまで一度と詩の筆をとることのなかつた彼の謎の行動を解く鍵は、そのあたりにあるのかもしれない。

三つの自己のなかで、青年にとつてもつとも気になるのは「見られる自己」である。なぜならそれは、あきらかに自分のものでありながら自分でつくりあげたものではなく、自分のものでありながら自分の自由にならず、むしろ他人の目ばかりを気にしている自己だからである。若者にとってそれは自分の「ふり」をしながら実は自分ではない、うさんくさい仮面のように感じられる。^①まさに「自己」は一個の他者である」なのである。

若者はこの仮面で自己を演じきるほどの年期が入っていない。むしろこの仮面としての「見られる自己」にふり回され、操られてしまふことが多い。そのへんの状況を、「見られる自己」というものを分析しながら、もうすこし詳しく眺めてみるとしよう。

(中略)

性格というものは、自分ではよくわからないが、人から見るとよくわかるという点で、「見られる自己」であるといつてさしつかえない。性格とは「見られる自己」の型である。

自分の性格などといふと、まるで自分でつくりたもののが、これも自分でつくる部分はほんのすこしでその大部分は他人たちの手(というよりは目)によつてつくりあげられたものだ。たとえばナポレオンの性格はナポレオンがつくつたかといふと、そうではない。遺伝、両親の体質、しつけと教育、生活環境、風土、時代、フランス文化等々がつくりあげたのである。

ことほどさように、性格といふものは自分の責任ではない。だから自分の性格を知つてみたところでほとんど何の利益にもならない。性格といふものは、心理学者や学校の先生や軍隊の指揮者や企業の管理者など、そういう人びとが他人をうまく取り扱い、うまく操縦するのに役立つハカリでしかないのである。^②つまり他人をはかるための、他人用のハカリであり物差しなのだ。そういうハカリで計測された「見られる自己」を性格といふにすぎない。

だが若者たちはこの性格といふもの、あるいは性格といふ言葉が気になつてならない。自分の性格がいやだなどといふ。これはもつと正確に言えば、他人からそのような物差しを当てられている「見られる自己」がいやだといふべきである。だが若者は自分の性格なるものにこだわり、特殊な性格をつくりあげようと苦心する。かと思うとA型だのB型だのとなんの根拠もない性格型を信じこみ、そんなもので自分や他人を測ろうとつとめる(これは人間差別につながる危険がある)。そんな物差しやハカリをふりまわしても、自分のことはわからないのだ。

人間は性格のみにて生くるにあらず。性格を超越したエネルギーとその「ふり」によつて生きるのである。エネルギーにも「ふり」にも一定の性格といふものはない。人はその時々に激しくあるいはおだやかに燃えるのである。

(石田春夫『「ふり」の自己分析』より)

問一 傍線部①の文章は何を意味しているのか、説明しなさい。

問二 傍線部②の著者の主張について、あなたはどのように考えるか。賛成または反対の立場から、具体的な理由をあげて
1000字以内で論述しなさい。